

大阪、平6不67、平7.12.12

命 令 書

申立人 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

被申立人 大藤生コン三田株式会社

主 文

被申立人は、申立人から申入れのあった平成6年9月16日付け団体交渉申入書記載の議題（ただし、未払賃金の清算の件を除く）に関する団体交渉に速やかに応じなければならない。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人大藤生コン三田株式会社（以下「大藤」という）は、肩書地に本店を置き、生コンクリート（以下「生コン」という）の製造及び販売業を営んでおり、その従業員は本件審問終結時21名である。

なお、本件審問終結時、大藤の代表取締役は、Y1（以下「Y1」という）であったが、平成7年7月24日に同人からそれまで取締役であったY2に変更された。

(2) 申立人全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下「組合」という）は、肩書地に主たる事務所を置く労働組合であって、関西地区において主にセメント・生コンの製造及び運送に従事する労働者で組織されており、その組合員は本件審問終結時約1,700名である。

組合の大藤生コン三田分会（以下「分会」という）は、申立外有限会社土勝建材（以下「土勝」という）に雇用された大藤の事業所内で生コン運送業務に従事していた運転手X1（以下「X1」という）を分会員として、平成5年8月30日に結成されたもので、その分会員は本件審問終結時、X11名である。

なお、大藤には、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部北六甲分会大藤班がある。

(3) 土勝は、大藤の肩書地において、大藤の生コン運送業務を行っていたが、平成5年8月31日付けで解散（同年10月13日登記）し、同年12月20日付けで清算終了（同年12月22日登記）している。

2 X1の解雇に至る経緯について

(1) 平成元年9月21日、大阪市内で申立外大藤生コンクリート株式会社の代表取締役として同社を経営していたY1は、兵庫県三田市への事業進出を図るため、新会社として土勝を設立し、自ら代表取締役に就任した。

また、Y 1 は、同年10月20日に土勝と同じ肩書地に大藤を設立し、代表取締役役に就任した。

- (2) 平成3年6月頃、Y 1 は、兄であるY 3（以下「Y 3」という）から大藤の生コン輸送の仕事をしたいと頼まれ、これを承諾した。同月13日に大藤は、生コンミキサー車2台を発注した。その支払は、Y 3 が個人名義で振り出し大藤が裏書きをした約束手形による24回の割賦払いとされ、車両登録は大藤名義でなされた。
- (3) 平成3年7月頃、Y 3 は、Y 1 の同意を得て、事業を行っていなかった土勝の名義で生コン運送事業を行うことになった。なお、土勝については、その1年後の同4年7月1日に、Y 3 の代表取締役就任登記及びY 1 ほか設立当時の役員全員の辞任登記がなされた。
- (4) 平成3年8月、土勝による生コン運送業務が開始されたが、土勝は大藤以外の生コン輸送を一切せず、また、大藤が土勝の燃料代、修理代等の諸経費に係る経理事務を代行していた。
- (5) 土勝は、大藤の事務所及び生コンミキサー車駐車場を使用し、平成3年8月31日付けで1か月当たりの賃借料を事務所5万円・駐車場10万円とし、賃借期間を2年間とする旨の賃貸借契約をY 1 との間で締結したが、土勝は定められた賃借料を支払うことはなく、大藤の事業所内に土勝を示す看板等の表示もなかった。

また、翌9月1日付けで1か月当たりの備車料を大型10トン車100万円、中型5トン車70万円とし、契約期間を2年間とする等の備車契約が大藤と土勝の間で締結された。

- (6) 平成4年6月2日、X 1 は、大藤の運転手X 2（以下「X 2」という）の紹介で大藤の事業所に赴き、Y 3 に会い、土勝の運転手として採用された。また、X 1 は同日から土勝の生コンミキサー車への乗務を開始した。
- (7) X 1 の運転手としての業務等は、概ね次のとおりであった。
 - ア Y 1 ほか大藤の役員及び従業員が行う大藤の朝礼に参加していた。
 - イ 大藤の出荷係の指示に従って出荷業務を行っていた。
 - ウ 残業についても土勝からではなく大藤の出荷係からの指示を受けて行っていた。
 - エ 納品伝票を大藤の事務員に渡し、運転日誌と生コンミキサー車搭載タコメーターのチャート紙を大藤の運転手と同様、大藤所定の場所に置いていた。また、土勝に対して業務結果を報告することはなかった。
 - オ 自己都合で休暇を取りたいときは、土勝ではなく大藤の出荷係に連絡して休暇を取っていた。
 - カ Y 3 から、土勝と表示された給料明細とともに月々の給料を手渡されていた。なお、平成5年4月以降の基本給は、37万円であった。
- (8) 平成4年12月、Y 1 は、Y 3 に対し、土勝が道路運送事業免許をもっておらず、将来的にも免許取得の見込みがないとして、前記(5)記載の備

車契約を解約したい旨申し出た。これに対して、Y 3 が契約期間満了の同5年8月31日までは裁判をしてでも備車をつづけたい旨主張したため、契約解除はなされなかった。

(9) 平成5年8月中頃、大藤が土勝との備車契約を打ち切るらしいとの噂を聞いたX 1 は、このまま大藤で働かせてくれるようY 1 に頼んだ。しかし、その後Y 1 から確たる返事がなかったため、職を失うのではないかと不安になったX 1 は、同月24日に組合に加入した。

(10) 平成5年8月30日、組合は、大藤に対し、X 1 の労働組合加入通告書を提出するとともに、分会事務所と掲示板の貸与等に関し、同年9月2日を交渉日時とする団体交渉（以下「団交」という）を開催するよう文書で申し入れた。

この8月30日の夕刻、Y 1 は、土勝関係者を除く大藤の全従業員を集め、「一つの会社で労働組合が2つも3つも分かれるようになったら、会社も大変や。会社が潰れるかもわからん」と発言した。

同日夜、X 2 ら4名の大藤の従業員は、Y 1 の依頼を受けて、X 1 宅に赴き、組合をやめるようX 1 を説得したが、同人はこれに応じなかった。

(11) 平成5年8月31日朝、Y 3 は、入社したX 1 に対し、「明日から仕事をやめるのもう来なくてよい」と述べ、解雇を通告した。

同日午前、X 2 から前日の様子を聞いたY 1 は、自らX 1 と話をしたい旨X 2 に話した。その後、X 2 は、X 1 に対し、Y 1 の意向を伝えたが、X 1 は、組合を通してしか話をしないとして応じなかった。

(12) 平成5年9月1日、大藤は、入社したX 1 に対し、土勝との備車契約が切れたことを理由に就労を拒否した。

また、翌2日は、組合が申し入れた前記(10)記載の団交の期日だったが、大藤は団交に応じなかった。

これに対して、組合は、同月2日付け内容証明郵便で同月10までに団交を開催するよう申し入れたが、大藤は、X 1 が大藤の従業員ではないとして、これに応じなかった。

さらに、組合は、同年10月28日付けでX 1 の雇用関係確認の問題並びに組合及び組合員の諸権利に関して団交を申し入れたが、大藤はこれも拒否した。

(13) 平成5年11月19日、組合は、当委員会に対し、大藤が同年10月28日付けの団交申し入れに応じることを求めて不当労働行為救済申立て（平成5年（不）第67号事件）を行った。

3 本件申立てに至る経緯について

(1) 平成5年12月7日、X 1 は、神戸地方裁判所（以下「神戸地裁」という）に対し、大藤を相手方として仮処分命令の申立てを行った。

同裁判所は翌6年6月20日に「土勝は、企業としての独立性を欠き、その存在が形式的、名目的なものに過ぎず、X 1 は土勝の従業員とって

も、大藤の構内で大藤の指揮命令の下に就労しているものであって、X 1 と大藤の間には実質的に使用従属関係が認められるのみならず、X 1 と大藤との間に黙示の労働契約が存在するものと認められる。

大藤は、平成5年9月1日以降、土勝との間の生コン運送専属契約の合意解約をなしたとしてX 1 の就労の申入れを拒否しているが、X 1 と大藤との間に雇用関係があるものと認められる限り雇用契約は継続しているものと言うべき」であるとして、

「①X 1 が、大藤に対し、雇用契約上の権利を有することを仮に定める。

②大藤は、X 1 に対し、同平成5年9月1日から本案の第1審判決があるまで、毎月末日限り、金37万円ずつの金員を仮に支払え」との仮処分決定を行った。

- (2) 平成6年6月22日、組合執行委員X 3 は、大藤に赴き、口頭でX 1 の就労に伴う諸問題について団交を開催するよう申し入れたが、大藤はこれを拒否した。また、組合は、翌23日にも同趣旨の団交申入れを行ったが、大藤は再度拒否した。
- (3) 平成6年7月5日、X 1 は、神戸地裁に対し、前記(1)記載の仮処分決定の金員の支払いを求めて強制執行を申し立てた。同月6日、強制執行により小切手4通（額面合計370万円）が大藤から振り出され、同年10月末には最終の支払いが行われていた。
- (4) 平成6年7月8日、大藤は、X 1 に対し、「神戸地裁の仮処分決定に従って、X 1 を雇用契約上の権利を有するものとして仮に取り扱う。なお、現金支給、就労などは雇用契約上の仮扱いを行うことであって、真実の身分があつての取り扱いでない」旨内容証明郵便で通知した。
- (5) 平成6年7月12日、大藤は、組合に対し、「X 1 が明日から働きに来てくれてもよい」と回答し、これを受けて、X 1 は翌13日から大藤で仕事を始めた。しかし、大藤とX 1 の間で、X 1 の労働条件についての取り決めは何らなされなかった。同日以降、X 1 の運転する生コンミキサー車はこれまでの大型から小型に変わったが、それ以外の業務等は以前と同じであった。

X 1 は、大藤から仮処分で定められた37万円の支払を毎月末に受けてはいるが、残業に伴う手当や通勤のための交通費などの支払いは受けていない。また、大藤は、X 1 の社会保険の加入手続きをとらず、X 1 との間で有給休暇の取り決めもしていない。

- (6) 組合は、大藤に対し、平成6年7月12日付けで通告書を送付し、「末払賃金の清算、X 1 の労働条件、その他」を議題とする団交を同月22日に開催するよう申し入れた。

これに大藤が回答しなかったため、同月20日、21日及び22日と連日、組合は、大藤に赴き、上記団交申入れに応ずるよう求めたが、いずれも「団交をする意思はない」として拒否された。結局、組合の指定した期日である同月22日の団交は開催されなかった。

(7) 平成6年8月8日、10日及び11日、組合は大藤に赴き、口頭で団交を申し入れたが、大藤はこれにも応じなかった。

(8) 平成6年9月16日、組合は、大藤に対し、団交申入書を送付し、「未払賃金の清算、X1の労働条件、その他」を議題とする団交を同月27日午後1時に開催するよう申し入れた（以下「9.16団交申入れ」という）。ところで、上記団交議題中の「未払賃金の清算」の件については、前記(1)記載の仮処分決定の金員の支払いを求める趣旨であり、この時点では前記(3)記載の強制執行による小切手の決済は完了していなかった。

大藤は、9.16団交申入れについて、組合に何ら回答をせず、同年9月27日の団交は開かれなかった。本件審問終結時まで、大藤は、組合の9.16団交申入れに応じていない。

(9) 平成6年10月3日、組合は、当委員会に対し、大藤が9.16団交申入れに応じることを求めて本件不当労働行為救済申立て（平成6年(不)第67号事件）を行った。

なお、本件審査において、大藤は、第1回調査に出頭し、答弁書を提出したが、それ以降は、平成5年(不)第67号事件が係属中であるとして、審問に終始出頭しなかった。

(10) 本件審問終結後の平成7年3月29日、当委員会は、前記2(13)記載の平成5年(不)第67号事件について、大藤は組合から申入れのあった同年10月28日付け団交申入書に関する団交に速やかに応じなければならない旨の命令を発した。なお、大藤は同命令を不服とし、大阪地方裁判所に行政訴訟を提起した。

4 請求する救済の内容

組合が請求する救済の内容は、次のとおりである。

大藤は、組合からの9.16団交申入れに応じなければならない。

第2 判断

1 当事者の主張要旨

(1) 組合は、次のとおり主張する。

大藤はX1の労働関係上の諸利益に対し直接的な規制力、支配力を有しており、また、土勝はその法人格が実質的に形骸化しており、大藤からの独立性はない。ゆえに大藤がX1の実質的な使用者である。

しかるに、大藤は、神戸地裁の仮処分決定に基づいて、X1の仮就労を認めながら、X1の就労に伴う労働条件に関する組合の9.16団交申入れを何ら正当な理由なく拒否している。

したがって、大藤の団交拒否は不当労働行為である。

(2) 大藤は、次のとおり主張する。

大藤は、仮処分決定に基づいてX1を仮就労させてはいるが、そもそも組合は大藤の雇用する労働者が結成した組織ではないので、X1をその一員としているからといって、組合が大藤に対して団交権を持つものではない。

また、X 1 は、もと土勝が購入し、利益を上げていた生コンミキサー車に乗車勤務していたもので、乗車勤務の関係は大藤の指示によるものでなく、大藤との間には、いわゆる使用従属の関係がない。

したがって、本件においては団交拒否の不当労働行為はない。

2 不当労働行為の成否

- (1) 前記第 1. 2 (1)、(3)、(6) 及び(7) 認定のとおり、大藤と土勝は法人格を異にしていたこと、また、X 1 は土勝の従業員として採用され、土勝から賃金を受けとっていたことなどから、X 1 は土勝と雇用関係にあったことが認められる。

しかしながら、労働組合法第 7 条の使用者は、雇用契約の直接当事者に限定されるものではなく、労務提供の実態などを踏まえ、不当労働行為制度の趣旨に即して判断すべきものとする。

よって、以下、大藤が X 1 の労働組合法第 7 条の使用者に当たるか否かについて検討する。

- (2) X 1 と大藤の労働関係の実態についてみると、前記第 1. 2 (7) 認定のとおり、X 1 は、①大藤の朝礼に参加していたこと、②大藤の出荷係の指示に従って出荷業務を行っていたこと、③残業についても土勝からではなく大藤の出荷係からの指示を受けて行っていたこと、④運転日誌等を直接大藤に提出し、土勝には業務結果を報告することもなかったこと、⑤休暇を取りたいときは、直接大藤の出荷係りに連絡していたことなどが認められ、これらの事実から、X 1 は、大藤の指揮命令の下に就労しているものであって、実質上大藤の運送部門に組み込まれていたものと判断される。

- (3) 次に、大藤と土勝の関係をみると、前記第 1. 2 (1) 認定のとおり、土勝は Y 1 が兵庫県への事業進出のため設立した会社であり、大藤の事実上の支配下に置かれていたことが推認される。

また、Y 3 が土勝として運送事業を開始した後も、前記第 1. 2 (4) 及び(5) 認定のとおり、①土勝の収入は、大藤からの備車代金だけであったこと、②土勝の経理事務は、大藤が代行していたこと、③土勝は大藤の事務所内にその事務所を置いていたが、土勝を示す表示はなかったこと、④土勝は大藤の事務所や駐車場を使用しながら賃借料を支払っていないことが認められる。

これらのことから、土勝は、企業としての独立性、自主性が極めて希薄であり、大藤の一運送部門と同視しても差し支えないものと考えられる。

- (4) また、X 1 は、前記第 1. 1 (3)、3 (1) 及び(5) 認定のとおり、土勝の解散及び清算登記の結了後、神戸地裁の仮処分決定に基づき、平成 6 年 7 月 13 日から大藤において生コンミキサー車運転手として就労していることが認められる。

- (5) 以上のとおり、大藤は、X 1 の労働関係上の諸利益に対して、X 1 の

雇用契約上の雇主と同視し得る程、具体的な影響力ないし支配力を及ぼし得る地位にあることから、労働組合法第7条の使用者に当たると言うべきである。

なお、大藤は、組合が大藤の雇用する労働者が結成した組織でないから大藤に対し団交権を有しないと主張するが、大藤は上記判断のとおりX1の労働組合法第7条の使用者に当たることが認められ、現にX1が組合に加入している以上、組合が大藤に対し、団交権を有することは明らかである。

したがって、大藤が組合からの9.16団交申入れに応じていないことは、正当な理由なくこれを拒否しているものと判断され、かかる大藤の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

3 救済方法

9.16団交申入れの議題のうち未払賃金の清算の件については、前記第1.3(3)及び(8)認定のとおり既に清算済であることから、主文の救済をもって相当と考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成7年12月12日

大阪府地方労働委員会
会長 由良数馬 ㊟